



# 山形県公報

令和8年4月1日(水)

号 外 (20)

## 目 次

### 規 則

- 山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則…………… (水産振興課) …… 2
- 山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) …… 同

### 訓 令

- 山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (高等教育政策・学事文書課) …… 6
- 山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …… 7

### 合 同 訓 令

- 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… 9

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………10
- 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則……………11

#### 訓 令

- 山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令…………… 同
- 山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………13
- 山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 訓 令

- 山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… 同

### 監査委員関係

#### 訓 令

- 山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令……………14

### 収用委員会関係

#### 規 則

- 山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則…………… 同

## 規 則

山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第33号

#### 山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則

山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則（令和2年12月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条中「第26条第1項及び第30条第1項」を「第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項」に改める。

第5条中「庄内総合支庁長」を「水産技術振興センター所長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第34号

#### 山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「、いきいき山形未来企画室」を削り、「総合交通政策課」を「交通プロジェクト推進課、地域交通政策課」に、「しあわせ子育て政策課長」を「こども子育て政策課長」に、「医療政策課」を「医療政策課、西村山新病院整備推進室」に、「観光交流拡大課長」を「国際観光・高付加価値創出課長」に、「管理課長とする」を「県土整備企画課長とする」に改める。

第6条第1項中「、いきいき山形未来企画室」を削り、「総合交通政策課」を「交通プロジェクト推進課、地域交通政策課」に、「しあわせ子育て政策課」を「こども子育て政策課」に、「医療政策課」を「医療政策課、西村山新病院整備推進室」に、「観光交流拡大課」を「国際観光・高付加価値創出課」に、「にあつては管理課」を「にあつては県土整備企画課」に改める。

第11条の2中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号」に改める。

第80条に次のただし書を加える。

ただし、債権者が多数である場合には、振込先口座がわかる書類をもつて集合支出内訳表に代えることができる。

第109条第1項第4号中「又は」を「、」に、「書類」を「書類その他の居所を移転したことを証する書類」に改める。

第133条を次のように改める。

#### 第133条 削除

第192条第4項中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第200条の3に次の1号を加える。

#### (16) 諸収入

別表第1第2項組織の区分の欄中「、いきいき山形未来企画室」を削り、「総合交通政策課」を「交通プロジェクト推進課、地域交通政策課」に、「しあわせ子育て政策課」を「こども子育て政策課」に、「医療政策課」を「医療政策課、西村山新病院整備推進室」に、「観光交流拡大課」を「国際観光・高付加価値創出課」に、「管理課」を「県土整備企画課」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「総務調整主査」を「総務調整専門員」に、「予算専門員」を「予算主査」に、「上席の調査官（調度担当）」を「企画調整官（調度担当）」に、「企画調整官（福利厚生兼健康管理担当）」を「課長補佐（福利厚生兼健康管理担当）」に、「上席の経理主査」を「経理主査」に改め、同項決する出納員として指定する職の欄中「主査（諸手当・旅費担当）」を「主事（諸手当・旅費担当）」に、「県産品振興主査」を「ふるさと産業振興主査」に、「上席の主事（管理・予算担当）」を「主査（管理・予算担当）」に、「次席の調査官（調度担当）」を「調査官（調度担当）」に、「専門員（情報公開担当）」

を「課長補佐（情報公開担当）」に、「係長（福利厚生兼健康管理担当）」を「専門員（福利厚生兼健康管理担当）」に改め、同表第3項代決する出納員として指定する職の欄中「最上総合支庁総務企画部総務課及び」を削り、「村山総合支庁総務企画部北村山総務課及び」を「村山総合支庁総務企画部北村山総務課、最上総合支庁総務企画部総務課出納室及び」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第2号中「新庄北高等学校  
新庄南高等学校」を「新庄志誠館高等学校」に、「内水面水産研究所」を「水産技術振興センター（内水面水産研究部に限る。）」に改め、「庄内総合支庁産業経済部水産振興課」を削り、「消防学校」を「庄内空港事務所  
消防学校」に、「水産研究所  
庄内空港事務所」を

「水産技術振興センター（内水面水産研究部及び水産振興部を除く。）  
水産振興部に限る。）」

に改め、同表第5項代決する出納員として指定する職の欄中「収納主査（庄内総合支庁総務企画部税務課押切駐在）」を「主事（庄内総合支庁総務企画部税務課押切駐在）」に改め、同表第6項中

「総務専門員 防疫主幹」を「総務専門員 病性鑑定主幹」に、  
 「庄内総合支庁産業経済部水産振興課 課長補佐（総務を担当するものに限る。）  
庄内総合支庁産業経済部家畜保健衛生課 総務主査 防疫主幹」を

「庄内総合支庁産業経済部家畜保健衛生課 総務主査 防疫主幹」に、  
 「ダム管理主査 主査」を「ダム管理主査 技師」に、

「職員育成センター 総務専門員 総務課長」を  
 「職員育成センター 山形空港事務所 庄内空港事務所 シニア専門員 副所長 副所長 総務課長 総務保安専門員 総務保安専門員」に、

「総務企画課長 主任主査」を「総務企画課長 シニア専門員」に、「管理専門員」を「シニア専門員」に、

「総務課長 総務課長 総務主査 機電技術部長」を「シニア専門員 総務課長 総務主査 技術支援部長」に、「総務調整課長」を「シニア専門員」に、

「 総務主査 事務局次 長 総務課長	「 総務課長 総務主査 総務主査	を	「 シニア専 門員 事務局次 長 事務局次 長	「 総務課長 総務専門 員 総務専門 員	に、	「 水産研究所 内水面水産 研究所	「 総務課長 総務主査	「 シニア専 門員 副所長	」	を
--------------------------------	---------------------------	---	-------------------------------------------	-------------------------------------	----	----------------------------	-------------------	------------------------	---	---

「 水産技術振 興センター （内水面水 産研究部及 び水産振興 部を除く。） 水産技術振 興センター （内水面水 産研究部に 限る。） 水産技術振 興センター （水産振興 部に限る。）	「 総務課長 総務主査 水産振興 部長	「 シニア専 門員 副部長 上席の主 事	に、	「 山形空港事 務所 庄内空港事 務所 港湾事務所	「 副所長 副所長 副所長	「 総務保安 専門員 総務保安 専門員 総務主査	」	を
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	----	------------------------------------------	------------------------	-----------------------------------------	---	---

「 港湾事務所	「 副所長 総務主査	に、	「 事務局次 長 事務局次 長 シニア専 門員 事務局次 長 事務局次 長	「 主査 主任主査 総務主査 総務主査 総務主査	を	「 事務局次 長 シニア専 門員 事務局次 長 シニア専 門員 シニア専 門員	「 主任主査 主任主査 総務主査 主査 総務主査	に、
------------	------------------	----	---------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	----

「 山形工業高 等学校	「 事務局次 長 主事	を	「 山形工業高 等学校	「 事務局次 長 主査	に、	「 事務局次 長 事務局次 長 主事 事務局次 長	「 主任主査 主査 事務長 主任主事
-------------------	----------------------	---	-------------------	----------------------	----	------------------------------------------------	--------------------------------

を	「 シニア専 門員 事務局次 長 主査 事務局次 長	「 主任主査 上席の主 事 事務長 事務長	に、	「 東桜学館高 等学校	「 総務主査 主査	を	「 東桜学館高 等学校	「 総務主査 主任主査
---	-------------------------------------------------	--------------------------------------	----	-------------------	-----------------	---	-------------------	-------------------



別表第2第2項第5号中「に限る」を「又は県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）第2条第8号に規定する旅行役務提供者に対して支出する旅費若しくは費用弁償に限る」に改め、同項第9号中「並びに旅行命令に従った旅行に伴う」を「、」に、「及び」を「及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料（これらの経費を旅費として支給する場合を除く。）並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第9号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「いきいき山形未来企画室長」を「西村山新病院整備推進室長」に改める。

別表1(2)職印の項中 「庄内総合支庁産業経済部  
水産振興課長」を「水産技術振興センター水  
産振興部長」に、

44	山形県各室長印	方21	〃	各部各室長	を
43 の2	〃	方21	会計用	資金前渡口座を管理する各部各課長	
44	山形県各室長印	方21	公文書用	各部各室長	に

改め、「、水産振興課長」を削り、

48 の4	山形県総合支庁長印	方21	県税用	総務部税政課長	を
48 の3 の2	山形県水産技術振興センター 所長印	方21	〃	水産技術振興センターの内 水面水産研究部長及び水産 振興部長	に、
48 の3 の3	山形県各出先機関の長印	方21	会計用	資金前渡口座を管理する各 出先機関の長	
48 の4	山形県総合支庁長印	方21	県税用	総務部税政課長	
55 の3	山形県各課出納員印	方18	〃	各部各課の出納員	を
55 の2 の2	〃	方21	会計用	資金前渡口座を管理する各 総合支庁各課長	に

55 の3	山形県各課出納員印	方18	会計一般用	各部各課の出納員
----------	-----------	-----	-------	----------

改める。

別表2(2)職印の項中	「 43 山形県 何々 課長印 」	を	「 43.43の2 山形県 何々 課長印 」	に、	「 48 山形県 何々 出先機関 の長印 」	を	
	「 48.48の3の3 山形県 何々 出先機関 の長印 」	に、	「 48の3 山形県病 害虫防除 所長印 」	を	「 48の3 山形県病 害虫防除 所長印 」	に、	「 48の3の2 山形県水産 技術振興セン ター所長印 」
	「 55の2 山形県 何総合支庁 何々課長印 会計一般用 」	を	「 55の2 山形県 何総合支庁 何々課長印 会計一般用 」		「 55の2の2 山形県 何総合支庁 何々課長印 」	に改める。	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第10号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県公文書管理規程（令和2年3月県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「いきいき山形未来企画室」を「西村山新病院整備推進室」に改め、同条第2項中「いきいき山形未来企画室長」を「西村山新病院整備推進室長」に改める。

別表第2第1項の表中	「 いきいき山形未来企画室 市町村課 」	を	「 い山企 市町村 」
	「 市町村課 」	に、	「 市町村 」
	「 総合交通政策課 」	を	「 総交 」
	「 交通プロジェクト推進課 地域交通政策課 」	に、	「 交推 地交 」

しあわせ子育て政策課 こども安心保育支援課 こども家庭福祉課	子政策 こ安 こ家	を
--------------------------------------	-----------------	---

こども子育て政策課 こども家庭・母子保健課	子政策 こ家母	に、
--------------------------	------------	----

医療政策課	医政	を
-------	----	---

医療政策課 西村山新病院整備推進室	医政 西新病	に、
----------------------	-----------	----

観光交流拡大課 イン・アウトバウンド推進課	観 イア	を
--------------------------	---------	---

国際観光・高付加価値創出課 観光プロモーション課	国観 観プロ	に、
-----------------------------	-----------	----

管理課 建設企画課 県土利用政策課	管 建企 土政	を
-------------------------	---------------	---

県土整備企画課 建設企画課	県土 建企	に、「空港港湾課」を「港湾課」に改め、同別表第
------------------	----------	-------------------------

2項の表中

農村整備課 水産振興課	庄総農整 庄総水	を
----------------	-------------	---

農村整備課	庄総農整	に改め、同別表第3項の表中
-------	------	---------------

山形県職員育成センター	職育	を
-------------	----	---

山形県職員育成センター 山形県山形空港事務所 山形県庄内空港事務所	職育 空 庄空	に、
-----------------------------------------	---------------	----

山形県水産研究所 山形県内水面水産研究所 山形県森林研究研修センター 山形県山形空港事務所 山形県庄内空港事務所	水研 内研 森研 空 庄空	を
----------------------------------------------------------------------	---------------------------	---

山形県水産技術振興センター 山形県森林研究研修センター	水技セ 森研	に改める。
--------------------------------	-----------	-------

別表第3 A総務の項の表中 「公益法人」 を 「公益法人  
公益信託」 に改め、同別表Q建設の項の表中 「公営住宅」 を 「住宅対策」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

合 同 訓 令

- 山形県訓令第11号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第2号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁  
出 先 機 関  
議 会 事 務 局  
各 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長	田 澤 伸 一
山形県選挙管理委員会委員長	粕 谷 真 生
山形県人事委員会委員長	安 孫 子 俊 彦
山形県代表監査委員	柴 田 優
山形県労働委員会会長	山 上 朗
山形海区漁業調整委員会会長	加 藤 栄 司
山形県内水面漁場管理委員会会長	國 方 敬 司

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程 昭和49年4月

県訓令第13号 県議会訓令第1号 県選挙管理委員会訓令第18号 県人事委員会訓令第1号 県監査委員訓令第2号 県地方労働委員会訓令第1号 山形海区漁業調整委員会訓令第1号 県内水面漁場管理委員会訓令第1号	の一部を次のように改正
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

する。

第17条第1項第2号中「職員育成センター」を「村山総合支庁保健福祉環境部各課（環境課を除く。）、置賜総合支庁保健福祉環境部各課、職員育成センター」に、「酒田市」を「酒田市、新庄市」に、「村山市」を「村山市、長井市」に、「西村山郡大江町」を「西村山郡大江町、最上郡真室川町、西置賜郡小国町」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 置賜保健所長 当該保健所管内の所属所のうち、米沢市、南陽市又は東置賜郡高島町に所在するもの（第2

号に定めるものを除く。）

別表第1中

「	産業経済部水産振興課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	を
	産業経済部家畜保健衛生課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	
「	産業経済部家畜保健衛生課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**教育委員会関係**

**規 則**

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

**山形県教育委員会規則第8号**

**山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則**

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表教育政策課の項中「学校施設担当」を「学校施設係」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる課内室に、同表の右欄に掲げる担当を置く。

課内室名	担当名
多様な学び推進室	夜間中学開校準備担当、不登校対策・生徒指導担当

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

**山形県教育委員会規則第9号**

**特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「事務部次長」を「事務部次長、総務専門員」に改める。

第4条の表中 「

事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。
-------	-------------------------

」を

事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	に改める。
総務専門員	担当事務について事務長を補佐し、特定事項を処理する。	

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会規則第10号

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立中学校管理運営規則（平成27年8月28日教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。  
第5条第2項中「事務部次長」を「事務部次長、シニア専門員」に改める。

第6条の表中 「事務部次長 事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。」を

事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	に改める。
シニア専門員	知識経験に基づき、担当事務について事務部長を補佐し、及び特定事項を処理する。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第7号

局 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公印規程（昭和38年8月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第1(2)職印の項中

9	削除				8 の 2	”	”	会計 用	資金前 渡口座 を管理 する教 育局各 課長	を に改める。
10	山形県教 育局各事 務所長印	方 21	公文 書用	各教育 事務所 長	9	削除				
11	山形県立 各学校長 印	方 21	”	各県立 学校長	10	山形県教 育局各事 務所長印	方 21	公文 書用	各教育 事務所 長	
11 の 2	山形県立 高等学校 長印	方 21	電子 計算 事務 用	学校体 育保健 課長	10 の 2	”	”	会計 用	資金前 渡口座 を管理 する各 教育事 務所長	

12	学校以外の各教育機関の長印	方21	公文書用	各教育機関の長
13	支出負担行為担当官印	方27	〃	教育政策課長

11	山形県立各学校長印	〃	公文書用	各県立学校長
11の2	山形県立高等学校長印	〃	電子計算事務用	学校体育保健課長
11の3	山形県立各学校長印	〃	会計用	資金前渡口座を管理する各県立学校長
12	学校以外の各教育機関の長印	〃	公文書用	各教育機関の長
12の2	〃	〃	会計用	資金前渡口座を管理する各教育機関の長
13	支出負担行為担当官印	方27	公文書用	教育政策課長

別表第2(2)職印の項中

「 8  
山形県教育局何々課長印」

を

「 8・8の2  
山形県教育局何々課長印」

に、

「 10  
山形県教育局何々教育事務所長印」

を

「 10・10の2  
山形県教育局何々教育事務所長印」

に、

「 11  
山形県立何々学校長印」

を

「 11・11の3  
山形県立何々学校長印」

に、

「 12  
山形県(教育機関名)長印」

を

「 12・12の2  
山形県(教育機関名)長印」

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第8号

本 局  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
学校以外の教育機関

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程（昭和51年4月県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定業務従事職員健康診断

第40条第1項中「第31条第1項第4号及び第5号」を「第31条第1項第5号及び第6号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第9号

局 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公文書管理規程（令和2年4月県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4号の表中

山形県立新庄北高等学校	新北高等学校
山形県立新庄南高等学校	新南高等学校

を

山形県立新庄志誠館高等学校	新志高等学校
---------------	--------

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

訓 令

山形県選挙管理委員会訓令第2号

事 務 局  
地 方 事 務 局

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令  
 山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程（昭和50年6月県選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改める。

別表中 みらい企画創造部市町村課課長補佐（総括） を

みらい企画創造部市町村課課長補佐（総括・行政担当） に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**監査委員関係**

**訓 令**

**山形県監査委員訓令第2号**

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山形県代表監査委員 柴 田 優

**山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令**

山形県監査委員事務局規程（昭和50年4月県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第9号を第11号とし、第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 主任主査

第4条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) シニア専門員

第5条第6項中「監査専門員」を「専門員」に改め、同条中第10項を第12項とし、第9項を第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 主任主査は、上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。

第5条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 シニア専門員は、知識経験に基づき、担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。

第8条第1項中「監査専門員」を「専門員」に改める。

第8条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、専門員担当事務については専門員が、シニア専門員担当事務についてはシニア専門員がその事務を代決する。

別表事務局長専決事項の欄第15項を次のように改める。

15 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任免に関すること。  
 別表課長専決事項の欄中第17項を削り、第18項を第17項とし、第19項を第18項とする。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**収用委員会関係**

**規 則**

山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県収用委員会  
 会 長 半 田 稔

**山形県収用委員会規則第1号**

**山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則**

山形県収用委員会運営規則（昭和59年7月県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「事務局長補佐」を「事務局長補佐、シニア専門員」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 シニア専門員は、知識経験に基づき、担当の事務について事務局長を補佐し、及び特定事項を処理する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

令和8年4月1日印刷 発行所 山形県庁  
令和8年4月1日発行 発行人 山形県